

議会受付番号	鎌議第 1346 号
質問者	上島 寛弘議員
答弁する者	市長（総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

納税課の懲戒案件についての認識

2 質問の要旨

鎌倉市は、納税課小原芳則氏の懲戒案件について、これまで、重大データの改竄について修正だとか変更という言葉を使っていたが、先に頂いた答弁について鑑みれば、やはり、改竄という言葉が適切ではないか。如何か。

本件については、考查委員会は修正という言葉を答申で使っているが、諮問の段階に於ける職員課の説明では修正という言葉を使ったが、本来、改竄が正しいのではないか。如何か。

3 答弁

これまで、「修正」や「変更」という表現を安易に使用していましたが、不正にデータを改めていたという事実を踏まえ、「改ざん」という表現が適切であると考え、改めさせていただくこととしました。